

# 株式分割に関する基準日設定公告

平成29年6月15日

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目7番13号  
株式会社アエリア  
代表取締役社長 小林 祐介

当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、平成29年7月1日（土曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成29年6月30日（金曜日）と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年7月1日（土曜日）をもって、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を11,340,000株増加して、22,680,000株といたします。

以 上

---

## お知らせおよびご注意

- 平成29年7月1日（土曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
- 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関  
(照会先)

三井住友信託銀行株式会社  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話：0120-782-031（通話無料）